

理事の職務権限に関する規程

公益社団法人日本フィランソロピー協会

理事の職務権限に関する規程

(役員の設置)

第1条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上 20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を理事長、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第2条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事には本法人の使用人が含まれてはならない。

4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人であるもの、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第3条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、業務を統括する。

2 会長は理事会を統理し、副会長はこれを補佐する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職

務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（役員の任期）

第4条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事及び監事は、第1条に定める定数に足りなくなるときは、辞任した場合又は任期満了の場合においても、新たに選任した者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第5条 役員にふさわしくない行為があったときは、社員総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。

（報酬等）

第6条 役員にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。その報酬の額については、社員総会が別に定める役員報酬規程による。

2 役員には、費用を弁償することができる。その額については、社員総会が別に定める役員弁償規程による。

（競業及び利益相反取引の制限）

第7条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（1）本法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

（2）理事が自己又は第三者のために本法人と取引をしようとするとき。

（3）本法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の免除）

第8条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に損害賠償責任について、役員等が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の

事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 本法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は10,000,000円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

附則

この規則は、公益社団法人日本フィランソロピー協会の設立登記のあった日から施行する。（令和2年3月23日通常理事会承認）